

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)
(同)
一 一

号 外 (一) 平 成 二 十 五 年 八 月 一 日

規 則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表総合企画部の項中「二五三人」を「二五五人」に改め、同表健康福祉部の項中

「七二〇人」を「七二二人」に改め、同表中

「四人」を 計 三、六四七人 に改め、同表合計の項中

「三、七三七人」を「三、七四〇人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平 成 二 十 五 年 八 月 一 日

